

あえてこの条例を

提出する理由は



12月定例会は、
人権尊重のまちづくり条例や消防団条例の一部を改正する条例なども
審議されました。

各常任委員会に付託し、いずれも賛成多数で最終日に可決しました。
ここでは、本会議、委員会の審査の中から、いくつかの質疑を取り上げ、
討論された内容も要約してお伝えします。

問 世界人権宣言の中には市民の権利、自由の権利、政治的権利、経済、文化、その他の権利が記載されています。この文章が日本国憲法の11条から14条までに網羅されていますが、現在の段階で、経済産業省、あるいは法務省、いろんな組織がこうした人権などに関わる施策を現在行っています。

が、今なぜこのような条例が必要なのか。
人権推進課長 日本国憲法におきまして、基本的人権の享有、自由および権利の保持責任、個人の尊重などが明記されていますが、憲法の枠を超えてる条例ではなく、憲法の範囲内でその趣旨に沿って条例が定められることは、一般的に考えられます。

今、地方分権、地域主権の中で、あま市の人々が、皆幸せで暮らせるような形づくりのために、制定に向けていかなければならないと考えています。

あるいは、保護観察中の方々の職探しは、なかなか、他へ頼んでも入れてもらえない。自分の会社で体験雇用を含め、本雇用ということは、会社の経営あるいは運営にとってはプレッシャーになります。この努めるという言葉、責務という言葉は非常に大きな足かせになると思いますが、いかがですか。
人権推進課長 市民、事業者の責務ですが、市が実施する人権施策を、一方的に押しつけようとするものではありません。また、上から目線の強制的なものでもありません。職域、学校、地域、

において制定をお願いするものです。
市長 子どもたちの権利、また、女性問題、そして、同和問題も含めて、今何が世の中で起こっているのか、国が保障してくれるのかということまで、考えていかなければならないと思っております。

という結論になるわけで、理解をするという言葉に変えていただきたい。ブルーテントで生活しているならば、助けなければならず、責務だと言われたならば、莫大なお金、時間を必要とします。

旧基目寺町時代に建てられた「人権尊重の町」のモニュメント

✓家庭など、あらゆる分野で、いろいろな立場から、市民、事業者の自発的な人権意識の高揚を願っているものであり、また、そうした社会環境づくりをするものです。

企画財政部長 条例策定に向けて、提言をいただいた人権推進懇話会の皆さま方は、自分たちが自ら市民とは、どうあるべきかということで、自助努力、努力規定という形で努めるものとするという表現にしたものであり、それをあえて強制するものではありません。

特に事業者の方は、社会的立場でもって、それぞれの立場で、できる範囲でやっていただきたいという思いでこうした記述にしています。

思想、信条の自由が脅かされるのでは

問 この施策に市民と事業者が協力するよう努めるものとするとすれば、市民の思想、信条の自由が脅かされていきませんか。市長の政策に市民が丸ごと協力させられてしまったら、行政は誤りを犯す可能性があるわけでは非常に危険な状況になると思います。

市長 人権というものを縛るということではないと考えています。人権は、いろんな意味で自由度をもっていると思っています。精神的な自由、経済的な自由、そして人身的な自由、いろんな自由もありますので、その中でさまざまな人として当たり前のことを当たり前に考える心として、この人権尊重のまちづくり条例という形で、市民の方々に幅広くお知らせをしていかなくはならないと考えています。

問 今なお、人種、信条、性別、社会的身分または門地などに起因する人権侵害が存在していると、この条例の中でいわれていますが、その事例はどういう状況になっていきますか。

人権推進課長 人権侵犯のみの件数ですが、名古屋法務局津島支局管内では、平成23年11月末現在で60件となっています。あま市での件数、内容などは把握されていませんが、条例が制定された後には、各関係機関、各関係組織と連携を重ね、一步一步でも人権侵害の解消に向けて前進をしてまいりたいです。

問 人権が尊重されるまちづくりの基本理念に関することに市民は協力することになりますが、当市で人権侵害の事例もある状況の下で、条例で定める市民、あるいは事業者がそこに協力するとなるとおかしな条例になっていくのでは。

市長 全国の中学生の人権に関する作文なども拝見しています。最後には、私たちがきちんと人権を守り、率先していかなければいけないことが最後に必ず書いてあります。また、電車に乗りますと、昔は自然とお年寄りの方に席を譲る時代がありました。今は、高齢者の方に席を譲るシールを貼って席を設けなければならぬ時代なのかなと思います。

そうした時代だからこそ、制定しなければならぬと思います。

そうした時代だからこそ、制定しなければならぬと思います。

同和行政を継続し実施していくもの

VS

人を尊敬できる社会が大切

反対討論

同和行政は国の特別措置法が失効し、終了したが、この条例は、同和行政を継続し実施していくもの。当市総合計画素案には同和問題をはじめ、虐待、DVなど人権が侵害される状況は、今なお存在していると記されている。だから、この条例を制定していくと書かれている。条例案のねらいは、人権の名のもとに同和対策を恒久的に続けていくこと。そうすると、旧同和地区を固定化することになる。必要なのは、あま市の中で自由な社会的交流を進め、発展をさせて連帯していく活動を大いに援助していくことではないか。そうした方向と全く逆行するので反対する。

人権尊重のまちづくり条例

賛成討論

いじめや児童虐待、女性への性的嫌がらせ、DV、外国人労働者への不当差別、メディア報道による人権侵害など依然として後を絶たない。市民一人一人が人権を大切にし、人を尊敬できる社会、差別や偏見のない明るく住みやすいまちづくり、日ごろから一人一人を大切に、思いやり、豊かな心で自由かつ平等で公正な社会構築のためのまちづくりが大切。今回あま市が人権に光を当て、人権尊重のまちづくり条例を制定し、市と市民、事業者が協力し合い、啓発し合って人権問題へ真摯に取り組んでいくことは、極めて意義深いもので賛成する。